

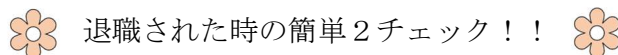
退職時における互助会の手続き

(令和6年12月1日時点)

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会（以下「互助会」という。）は、市町行政の円滑かつ能率的運営を支援する公益事業、並びに市町職員等構成される現職会員と退職会員及びその家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の効率的運営に資するため、相互救済を目的とした給付事業等を実施しています。

また、現職会員期間中の掛金及び負担金は標準報酬月額に右表の率(令和6年4月1日時点、単位:‰)を乗じ、現職会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき給与控除により納付いただいています。

区分	掛金率	負担金率	計
給付事業	0.475	1.900	2.375
退職福祉事業	0.475	—	0.475
共済事業	0.950	—	0.950
計	1.900	1.900	3.800



Q1. 引き続き現職会員期間が10年以上あり、その期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていない?

いいえ ……書類の提出不要

はい ……「退会記念給付金」(旅行クーポン券)の請求ができます。
所属所を經由して請求書(別紙様式第11号)をご提出ください。

【参考】詳細は1ページをご参照ください。

- 10年以上20年未満 20,000円
- 20年以上30年未満 30,000円
- 30年以上 40,000円

Q2. 現職会員期間が1年と1日(退職の日の前日まで引き続き1年)以上あり、退職時の年齢が55歳以上(70歳まで)である?

いいえ ……書類の提出不要
ただし、現職会員期間が6月以上ある場合は、年齢にかかわらず「退職医療返還一時金」の請求ができます。

はい ……退職会員(配偶者特別会員)の資格取得要件を満たします。
①退職会員等の資格を取得する or ②「退職医療返還一時金」を請求するのどちらかを選択いただき、所属所を經由して該当する書類をご提出ください。

【参考】詳細は1ページをご参照ください。

①退職会員等資格取得申出書(別紙様式退第1号)

退職会員等が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき8,000円(基礎控除額)を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を請求に基づき給付します。なお、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

②退職医療返還一時金請求書(別紙様式退第9号)

ア〜ウの合算額を給付します。(1年未満の端数があるときは6月未満の端数を切捨て、6月以上の端数は1年に切り上げます。)

- ア 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数 1年につき5,000円を乗じた額
- イ 平成18年4月1日から令和4年3月31日までの現職会員であった期間の年数 1年につき2,000円を乗じた額
- ウ 令和4年4月1日以後の現職会員であった期間の年数 1年につき1,000円を乗じた額

給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますのでご了承ください。

目 次

I 退会記念給付金について（給付事業）	・・・	1
II 退職者医療返還一時金について（退職者医療給付事業）	・・・	1
III 退職餞別金について（退職者医療給付事業）	・・・	1
IV 退職者医療給付事業について		
加入方法等	・・・	2
給付内容及び請求方法	・・・	4
資格を喪失するとき	・・・	6
異動（氏名・住所・送金先等の変更）の報告	・・・	6
一時拠出金計算	・・・	7
【 様式 】		
退会記念給付金請求書（別紙様式第 11 号）	・・・	8
退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書（別紙様式退第 1 号） （令和 7 年 3 月 3 0 日までに退職する方）	・・・	9
退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書（別紙様式退第 1 号） （令和 7 年 3 月 3 1 日以降に退職する方）	・・・	10
退職医療返還一時金請求書（別紙様式退第 9 号）	・・・	11
※上記の様式を含めその他の届出様式につきましても、互助会ホームページに掲載していますのでダウンロードをしてご利用いただくか互助会までご連絡ください。		
V 共済グループ保険について（厚生事業）	・・・	12
団体定期保険・団体定期保険プラス・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・傷害補償プラン		
VI 積立年金について（厚生事業）	・・・	13
VII がん保険について（厚生事業）	・・・	14

本紙は令和 6 年 1 2 月 1 日作成時点の給付内容等を掲載しています。給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますのでご了承ください。最新の情報は互助会ホームページに掲載しておりますので下記 URL をご参照ください。

本紙に係るお問い合わせ先
〒 7 9 0 - 0 0 0 3
松山市三番町 5 丁目 1 3 番地 1
えひめ共済会館 2 階
一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
TEL : 089-945-4045
<https://www.ehimectv.jp/>

I 退会記念給付金 ～ 給付事業 ～

(1) 支給要件

現職会員である者が退職（死亡退職を除く。）した場合、その者の引き続き現職会員期間が次に掲げる年数に至り、かつ、その現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付（昭和 61 年度以後の全ての助成金を対象とする。）を受けていないときに、現職会員期間に応じた旅行クーポン券を支給します。

< 現職会員期間 >

- | | | | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| ① 10 年以上 20 年未満 | 20,000 円 | ② 20 年以上 30 年未満 | 30,000 円 |
| ③ 30 年以上 | 40,000 円 | | |

(2) 請求手続

退会記念給付金請求書（別紙様式第 11 号、8P に掲載）を所属所を經由してご提出ください。

(3) 給付予定等

互助会において請求書を受領後、おおよそ 2 か月後くらいにご選択いただいた旅行会社から請求書に記載の住所へ旅行クーポン券を送付します。簡易書留などの記録が残る方法で送付しますので、必ず受取可能な住所をご記入ください。なお、退職後に転居等を予定されている場合は、旧住所及び新住所（引っ越し予定日）を記入いただき、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

II 退職者医療返還一時金 ～ 退職者医療給付事業 ～

(1) 支給要件

現職会員期間が 6 月以上ある現職会員が退職又は死亡退職し、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格を取得しなかったときに、次の①～③に掲げる金額の合算額を給付します。

- | | |
|--|----------------|
| ① 平成 7 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの現職会員期間の年数 | 1 年につき 5,000 円 |
| ② 平成 18 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの現職会員期間の年数 | 1 年につき 2,000 円 |
| ③ 令和 4 年 4 月 1 日から退職の日又は死亡の日までの現職会員期間の年数 | 1 年につき 1,000 円 |

※1 年未満の端数があるときは 6 月未満の端数はこれを切り捨て、6 月以上の端数はこれを 1 年に切り上げます。

(2) 請求手続

退職医療返還一時金請求書（別紙様式退第 9 号、10P に掲載）を所属所を經由してご提出ください。

(3) 給付予定等

互助会において請求書を受領後、おおよそ 2 か月後くらいに請求書に記載の金融機関に送金します。あわせて、送金通知書を請求書記載の住所へ送付しますので、退職後に転居等を予定されている場合は、旧住所及び新住所（引っ越し予定日）を記入いただき、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

III 退職餞別金 ～ 退職者医療給付事業 ～

(1) 支給要件

退職者医療給付事業が平成 7 年 4 月 1 日に発足したことに伴い、現職会員の給付である退職餞別金は平成 7 年 3 月 31 日に廃止しました。このため、平成 6 年 10 月 31 日までに現職会員資格を取得していた者の現職会員期間に応じた退職餞別金（昭和 61 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日までの期間は 5,000 円、平成 4 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までの期間 8,000 円）は凍結し、退職時に退職者医療給付事業への加入に必要な「一時拠出金」の一部に充てることとしました。

(2) 請求手続

- ①退職者医療給付事業に加入しない者又は加入できない者については、凍結した退職餞別金を退職時に自動給付しますので、請求書の提出は必要ありません。
- ②退職者医療給付事業に加入する者については、一時拠出金に充当するものとします。

(3) 給付予定等

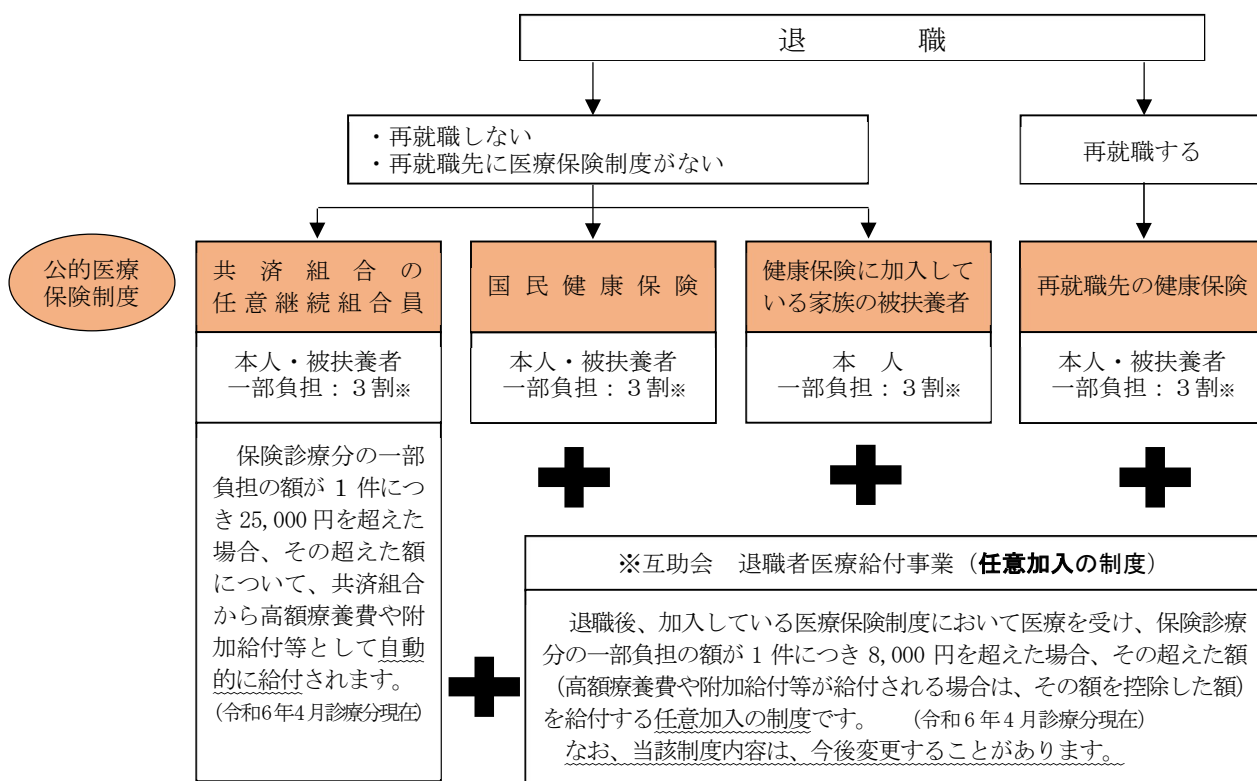
- ①退職後、おおよそ 2 か月後くらいに互助会届出口座に給付します。
- ②一時拠出金計算時に当該金額を充当して計算します。ただし、退職餞別金の額が一時拠出金の額を超える場合は、退職餞別金を充当せず、互助会において一時拠出金の払込みを確認した後に、互助会届出口座に給付します。

IV 退職者医療給付事業について

この事業は、現職会員の皆さまが退職後、国民健康保険等に加入した場合、医療費の自己負担の額が増大し、長期の入院をした場合などは生活が圧迫される恐れがありますので、その不安を解消するため退職後満 60 歳に達した日から満 70 歳に達した日（70 歳の誕生日の前日）の属する月の月末（以下「70 歳」という。）までの間、医療費の自己負担の額の一部を給付する事業として平成 7 年 4 月 1 日に発足しました。

在職中は、医療保険者が愛媛県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の場合、互助会からの医療給付金が自動的に支給されていましたが、退職後は次のいずれかの公的医療保険制度に新たに加わり、ご自身で請求（請求書及び領収書等を互助会に提出）いただく必要があります。

（退職後の医療保険制度について）



※ 一部負担割合は、満 60 歳以上 70 歳未満の者の負担割合です。

1 加入方法等について

(1) 加入資格

- ① 退職会員 …… 満 55 歳以上で 70 歳までに退職した者で、退職の日の前日まで引き続いて 1 年以上現職会員であった者
- ② 配偶者特別会員 …… 満 55 歳以上で 70 歳までに死亡退職し、かつ、死亡の日の前日まで引き続いて 1 年以上現職会員であった者の配偶者で、満 55 歳以上で 70 歳までの者

(2) 会員期間

退職会員又は配偶者特別会員の資格を取得した日から、70 歳までの間となります。ただし、現職会員の資格を取得したときは脱退扱いとなります。

(3) 加入手続

退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書（別紙様式退第 1 号、9～10 P に掲載）を所属所を経由して、退職後 20 日以内に提出し、一時拠出金を払い込んでください。

(4) 一時拠出金

【令和 7 年 3 月 30 日までに退職する方】

次の算定等による一時拠出金の払い込みが必要となります。

退職時の標準報酬月額あるいは平均標準報酬月額※のどちらか低い額に

× 1.5/1000×(360月－平成7年4月分以後の掛金払込月数)＝一時拠出金(A)

× 1.0/1000×(平成18年4月分から令和4年9月分までの掛金払込月数)＝一時拠出金(B)

×1.025/1000×(令和4年10月分以後の掛金払込月数)＝一時拠出金(C)

$$\underline{\underline{A + B + C = \text{一時拠出金}}}$$

※ 平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

① 満60歳を超えて資格取得する場合の取扱い

満60歳を超えて退職会員の資格を取得する場合、その超えている年齢1年(1年未満切捨て)につき5,000円を一時拠出金から差し引きます。

② 退職餞別金の取扱い

1ページ「Ⅲ 退職餞別金」をご覧ください。

③ 一時拠出金の振込みについて

退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書(別紙様式退第1号、9～10Pに掲載)を受理後、互助会から一時拠出金の金額を印字した振込依頼票を送付しますので、振込依頼票の金額を次のア～ウのいずれかの振込方法により、期日までに指定口座へお振込みください。

ア インターネットバンキングによる振込み

イ ATMによる振込み

ウ 振込依頼票を使用し、金融機関の窓口での振込み

(振込依頼票については、県内の伊予銀行、愛媛銀行でご利用いただけます。)

※振込みに係る手数料は、自己負担(振込依頼者負担)となりますのでご了承ください。

【令和7年3月31日以降に退職する方】

令和7年4月1日以降に退職会員等の資格を取得する者から、以下のとおり一時拠出金の算出方法等が変更となります。

一時拠出金

退職者医療給付事業に加入する場合、現職会員期間中に納付した財源率が所要財源率(513/1000)に満たない部分について、次の算定等による一時拠出金の払い込みが必要となります。

平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員期間に係る掛金払込月数分の掛金率
1.425/1000×平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員期間(月数)・・・**Ⓐ**

平成18年4月1日以降の現職会員期間に係る掛金払込月数分の掛金率
0.475/1000×平成18年4月1日以降の現職会員期間(月数)・・・**Ⓑ**

退職時の標準報酬月額あるいは平均標準報酬月額※のどちらか低い額に

$$\times (513/1000 - (\text{Ⓐ} + \text{Ⓑ})) = \text{一時拠出金}$$

※ 平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

満60歳を超えて資格取得した場合の控除額及び平成7年4月1日前に現職会員の資格を取得した者に係る退職餞別金の充当の取扱いについては、変更ありません。

(6) 会員証の交付

一時拠出金の入金を確認後、互助会から「退職会員証・配偶者特別会員証」等を送付します。

2 給付内容及び請求方法について

(1) 給付内容

退職会員等が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、当該保険医療機関等に支払った保険診療分の一部負担の額が1件につき8,000円を超えると、その超えた金額(100円未満切捨て)を請求に基づき給付します。ただし、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合は、その給付された金額は控除します。給付金の種類は次のとおりです。

- ア 退職会員の診療に係る給付・・・本人医療給付金
- イ 配偶者特別会員の診療に係る給付・・・配偶者特別医療給付金

※ 被扶養者に対する給付については令和6年4月1日以後に退職し、退職会員等の資格を取得する者から被扶養者制度の取り止めにより請求対象外となっていますが、それまでに退職会員等の資格を取得している者については従前と同様に取扱います。

(2) 給付対象者

会員本人のみ

※会員本人以外の被扶養者等については、請求対象外です。

＜例＞退職会員及び配偶者特別会員が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容

(事例 高額療養費制度の区分エに該当する者で、12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合)

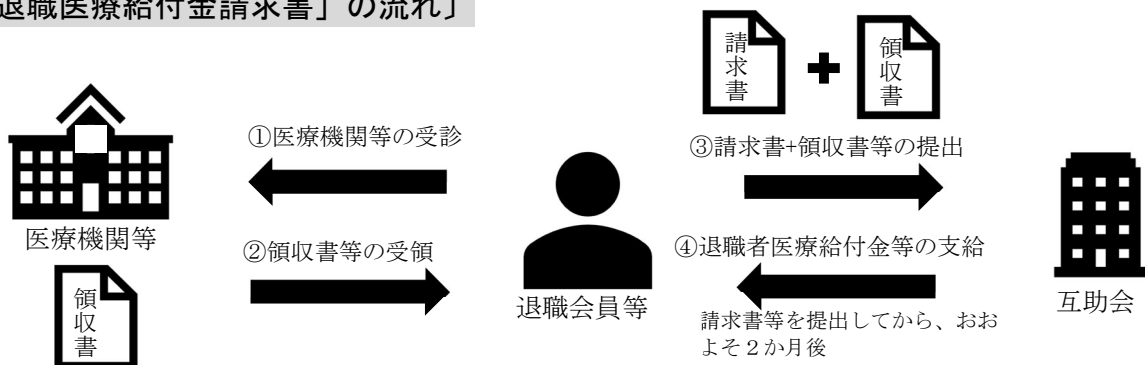
区分はア～オとされ、所得や標準報酬月額によって異なります。詳細は互助会ホームページ等でご確認ください。

		共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者	国民健康保険又は協会けんぽ等の被保険者及びその被扶養者
医療費	57,600円	共済組合から高額療養費が支給 (自動的)	国民健康保険又は協会けんぽ等から高額療養費が支給 (要請求)
自己負担額	25,000円	共済組合から附加給付等が支給 (自動的)	互助会から退職医療給付金を給付 (要請求)
	8,000円	互助会から退職医療給付金を給付 (要請求)	
		自己負担	自己負担
		<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 17,000円を給付 49,600円を給付 </div>	

(3) 請求手続

退職医療給付金請求書(別紙様式退第8号)に必要事項を記入のうえ、領収書(原本若しくは写)を添付して互助会にご提出ください。領収書は、領収印の押印がある受診者氏名・受診年月・医療機関名・受診科・受診区分及び保険適用の自己負担額がわかるものを添付ください。

〔「退職医療給付金請求書」の流れ〕



【留意事項】

●高額療養費に該当する場合

保険者に高額療養費の請求をし、当該高額療養費等が給付されましたら、その高額療養費の給付額がわかる保険者からの「支給決定通知書」等(原本若しくは写)を請求の際に添付して

ください。ただし、愛媛県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の任意継続組合員の場合は、高額療養費の給付に該当した場合、共済組合から自動的に高額療養費等が給付されますので、共済組合に高額療養費の請求をする必要はありません。

●**限度額認定証を使用した場合**

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の写を請求の際に添付してください。その際、被保険者記号番号・保険者番号をマスキングしてください。

●**請求内容が不明な場合は、互助会から会員、医療機関又は保険者に一部負担額や高額療養費等について確認させていただくことがあります。**

(4) **給付予定等**

互助会において請求書を受理してからおおよそ2か月後くらいに互助会届出口座に給付します。

(5) **給付の制限**

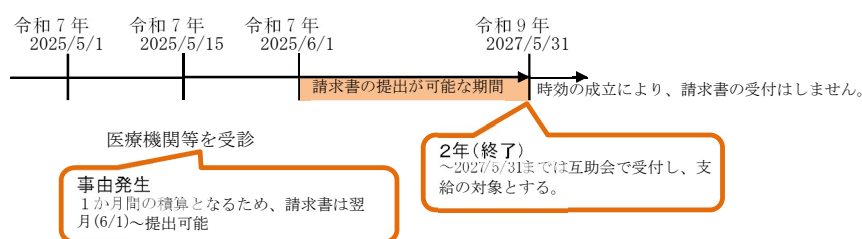
次の①又は②に該当したときは、給付の全部若しくは一部を行わず又は既に給付を行ったものについては、これを返還させることができますものとします。

- ① 給付の原因に虚偽の事実があったとき。
- ② 請求又は受領に不正の事実があったとき。

(6) **時効について**

給付を受ける権利は、その給付事由が生じた月から2年以内に請求しなければ、時効によって消滅します。

<例>2025年5月15日に医療機関を受診した場合



給付の取扱い（1件の取扱い等）について

◎退職医療給付金を請求する場合は、受診者ごとに次の①~⑧の取扱いにより1件ごとに「退職医療給付金請求書（別紙様式退第8号）」を作成し、必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。

- ① 診療を受けた医療保険制度の保険者ごとに1件
異なる医療保険制度の保険を利用して診療を受けた場合は、保険者ごとに1件となります。
(例 同じ月に共済組合任意継続、国民健康保険を使用し、診療を受けた・・・2件)
- ② 診療を受けた月ごとに1件
月の初日から末日までの診療についての1か月を1件として計算します。
(例 同じ保険医療機関での診療が2か月にわたるとき・・・2件)
- ③ 診療を受けた保険医療機関ごとに1件
同じ月に保険医療機関を異にして診療を受けた場合は、保険医療機関ごとに1件となります。
(例 同じ月にA病院、B病院で診療を受けた・・・2件)
(※ただし、複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件となります。)
- ④ 入院と外来の場合は、それぞれ1件
同じ月に同じ保険医療機関で入院と外来による診療を受けた場合は、入院、外来ごとそれぞれ1件となります。
(例 同じ月に入院-外来-入院・・・2件)
- ⑤ 保険医療機関と保険薬局が区別されている場合は、それぞれ1件
同じ月に診療を受け、診療を受けた保険医療機関の処方箋により保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件となります。
(例 受診した病院の処方箋により、保険薬局に薬代を支払った・・・2件)
- ⑥ 室料差額等の保険適用外のもの、給付の対象となりません。
- ⑦ 入院時における食事療養標準負担額は、給付の対象となりません。
(※入院中の食事は、1食460円の食事療養標準負担額です。なお、特別メニューの場合や、長期入院者、市区町村民税の非課税者等の場合は負担額が異なります。)
- ⑧ 紹介状なしで特定機能病院及び200床以上の病院などを受診する場合に必要な定額負担は、給付の対象となりません。

提出された書類に疑義がある場合は、互助会から会員、医療機関又は保険者に一部負担金や高額療養費等について確認をする場合があります。

3 資格を喪失するとき

(1) 喪失要件

- ① 退職会員又は配偶者特別会員が次のア～ウのいずれかに該当したときは、その翌日からその資格を喪失します。
- ア 70歳に達したとき
 - イ 70歳に達する前に死亡したとき
 - ウ 退職会員等でなくなることを希望する旨を互助会に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- ② 退職会員が現職会員の資格を取得したときは、その日から退職会員の資格を喪失します。

(2) 喪失手続き

70歳到達による退職会員等の資格の喪失は、手続きの必要は何らございません。ただし、それ以外の場合は、「資格喪失申出書兼退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金請求書（別紙様式退第7号）」を提出いただく必要がありますので、互助会までご連絡ください。なお、退職会員等が死亡された場合は死亡の当時、被扶養者であった者（被扶養者がいない場合は親族）にお手続きいただきます。その際、退職会員等との続柄を確認できる書類などの書類を提出いただくことがあります。

(3) 給付内容等（退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金）

退職会員等が死亡したとき、又は、脱退したとき（退職会員が現職会員の資格を取得したときを含む。）は次により退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金を給付します。

- ① 退職会員等の死亡の日の年齢が満55歳以上満60歳未満の場合は、次のア～エに掲げる金額の合算額を給付します。
- ア 退職会員等の資格を取得するときに拠出した一時拠出金に相当する額
 - イ 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員期間の年数
1年につき5,000円
 - ウ 平成18年4月1日から令和4年3月31日までの現職会員期間の年数
1年につき2,000円
 - エ 令和4年4月1日から退職の日又は死亡の日までの現職会員期間の年数
1年につき1,000円

※1年未満の端数があるときは6月未満の端数はこれを切り捨て、6月以上の端数はこれを1年に切り上げます。
また、配偶者特別会員は、当該者の配偶者であった者の現職会員であった期間をいいます。

- ② 死亡日又は資格喪失日の前日の年齢が満60歳以上で70歳に達する前の場合
死亡日の翌日又は資格喪失日から70歳に達する日までの期間の年数1年（1年未満切捨て）につき10,000円を給付します。

4 異動の報告

退職者医療給付事業加入後に住所の変更等をする場合は、下表のとおり互助会への届出が必要となります。届出用紙は、互助会ホームページからダウンロード又は互助会にご連絡ください。

届出事項		提出書類等
1	会員証の紛失・破損	◎退職会員証・配偶者特別会員証再交付申請書(別紙様式退第4号)
2	会員の氏名の変更	◎退職会員・配偶者特別会員異動報告書(別紙様式退第5号) ※被保険者証等を添付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。
3	会員の住所の変更	
4	会員の加入している健康保険制度（被保険者証の名称・交付者）の変更	
5	指定口座の金融機関名及び口座番号の変更	

一時拠出金計算【令和7年3月30日までに退職する方】

一時拠出金の算定	一時拠出金(A)	算定基礎となる標準報酬月額	$\times \frac{1.5}{1,000} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{月} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ (360月－平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金(B)	_____円※	$\times \frac{1.0}{1,000} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{月} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ (平成18年4月分～令和4年9月分までの掛金払込月数)
	一時拠出金(C)	※算定基礎となる標準報酬月額は、退職月の掛金の標準となった標準報酬月額又は現職会員の平均標準報酬月額(300,000円)のいずれか少ない金額です。なお、平均標準報酬月額は年度によって変わる場合があります。	$\times \frac{1.025}{1,000} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{月} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ (令和4年10月分以後の掛金払込月数)
	控除額(D)	5,000円 × _____年 = _____円 (満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)	
	退職餞別金(E)	5,000円 × _____年 + 8,000円 × _____年 = _____円 (平成6年10月31日までの現職会員期間分を一時拠出金から差し引きます。)	
	一時拠出金払込額(A+B+C-D-E)	(A) _____円 + (B) _____円 + (C) _____円 - (D) _____円 - (E) _____円 = _____円 (一時拠出金払込額)	

一時拠出金計算【令和7年3月31日以降に退職する方】

一時拠出金の算定	納付済み掛金率(A)	平成7年4月から平成18年3月までの掛金払込月数分の掛金率	$\frac{1.425}{1000} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{月} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
	納付済み掛金率(B)	平成18年4月以降の掛金払込月数分の掛金率	$\frac{0.475}{1000} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{月} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
	一時拠出金(C)	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \left\{ \frac{513}{1000} - \left(\frac{\hspace{1cm}}{1000} + \frac{\hspace{1cm}}{1000} \right) \right\} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ (A) (B)	
	控除額(D)	5,000円 × _____年 = _____円 (満60歳を超えて資格取得する場合、一時金拠出金から差し引きます。)	
	退職餞別金(E)	(5,000円 × _____年) + (8,000円 × _____年) = _____円 (平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職餞別金を差し引きます。)	
	一時拠出金払込額(C-D-E)	(C) _____円 - (D) _____円 - (E) _____円 = _____円	

退職医療給付金請求書

（ 年 月分 ）

会 員	給付金種類 <small>（該当する番号を○で囲んでください）</small>	受診者	(氏名) (生年月日)	(性別) 男・女	決定金額 ※（互助会記入欄） 円
番号	1 本人医療給付金				
氏名	2 配偶者特別医療給付金		年 月 日 (歳)		
受診者の被保険証の名称（使用した保険）	● 国保 (1 退職者医療 (本人) 2 退職者医療 (家族) 3 一般) ● 健康保険 (1 本人 2 家族) ● 共済組合 (1 本人 2 家族) ● その他 ()				被保険者証の名称(交付者) ()
受診年月	年 月	医療機関名 又は薬局名			入院・外来 歯科・調剤
受診科 <small>（該当受診科の番号を○Eで囲んでください。）</small>	1 内科	8 精神科	15 放射線科	22 性病科	自己負担額 (保険適用分)
	2 循環器科	9 眼科	16 理学診療科	23 麻酔科	
	3 消化器科	10 耳鼻咽喉科	17 小児科	24 神経内科	請求額
	4 泌尿器科	11 歯科	18 胃腸科	25 神経科	
	5 外科	12 調剤	19 皮膚泌尿器科	26 脳神経外科	円
	6 整形外科	13 補装具	20 皮膚科	27 その他 ()	
	7 婦人科	14 呼吸器科	21 肛門科		
	上記のとおり退職医療給付金を請求いたします。 一般財団法人愛媛県市町村職員互助会会長 様 年 月 日 〒 - 請求者（会員） 住 所 市 町 郡 氏 名 TEL () -				
※ 退職医療給付金請求書 「診療報酬領収済証明書」 (年 月分)					
※ 退職医療給付金請求書には、領収書（受診者氏名、受診年月日、医療機関名、受診科、受診区分及び被保険者証の名称、保険適用分の自己負担額のわかるもの）を添付してください。ただし、領収書が添付できないときは、受診した医療機関で右欄「診療報酬領収済証明書」に証明を受けてください。		受診者氏名	健康保険証の名称	受診科	
		外来診療	年 月 日	年 月 日 ~ 日	(日)
		入院診療	年 月 日	年 月 日 ~ 日	(日間)
		調剤	年 月 日	年 月 日 ~ 日	(回)
		受診者負担額（保険適用分）	円		
上記のとおり領収したことを証明いたします。 年 月 日 医療機関名等 住所 名称（医師名） 印					

- (注) 1 診療を受けた月ごとに請求してください。
 2 同じ月に医療機関を異にして診療を受けたときは、医療機関ごとに請求してください。
 3 同じ月に入院及び外来による診療があるときは、入院、外来ごとに請求してください。
 4 医療機関と保険薬局が区分されているときは、医療機関、保険薬局ごとに請求してください。
 5 室料差額等の保険適用外のもの、食事療養標準負担額及び定額負担は、支給の対象とはなりません。
 6 「高額療養費支給決定通知書（写し）」又は「限度額適用認定証（写し）」若しくは「限度額適用・標準負担額減額認定証（写し）」を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。
 7 領収書及び証明書の内容に疑義がある場合は、当該医療機関等若しくは請求者に内容確認を行います。

令和7年3月30日までに退職する方

別紙様式退第1号（第28条関係）

退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書

互助会 記入欄 <small>(記入しないでください)</small>	会員区分	会員番号
	1 退職会員	
	2 配偶者特別会員	

元現職会員	番号	第	号	元所属所の 名称	
	氏名				〒 -
申出者	ふりがな			申出者の 住所	TEL () -
	氏名				
	生年月日及び性別	年 月 日 男・女			
現職会員資格 取得年月日	年 月 日		退職時の掛金の標準 となった標準報酬月額	等級 円	
退職年月日	年 月 日 (歳)		退職理由	退職・死亡	
指定口座金融機関名 及び口座番号	銀行 農協 金庫			店 ・ 所	(普通)
退職会員・配偶者特別会員が 加入している医療保険制度	被保険者証の名称 (交付者)		被保険者氏名	続柄	資格取得 (認定) 日 年 月 日

互助会 記入 欄 は 記 入 し な い で く だ さ い	一時拠出金 (A)	円	×	$\frac{1.5}{1,000}$	×	月 =	円
	一時拠出金 (B)	(一時拠出金計算の基礎 となる標準報酬月額)	×	$\frac{1.0}{1,000}$	×	月 =	円
	一時拠出金 (C)		×	$\frac{1.025}{1,000}$	×	月 =	円
	控除額 (D)	5,000円 × 年 =				円 (満60歳を超えて資格取得する場合、一時 拠出金から差し引きます。)	
	退職餞別金 (E)	(5,000円 × 年) + (8,000円 × 年) =				円 (平成6年10月31日までに現職会員の資格 を取得していた者は、一時拠出金から退 職餞別金を差し引きます。)	
	一時拠出金 払込額 A+B+C-D-E	(A) 円 + (B) 円 + (C) 円 - (D) 円 - (E) 円 =				円	円

上記のとおり一般財団法人愛媛県市町村職員互助会の退職会員・配偶者特別会員になることを希望いたしますので申し出ます。

なお、満60歳を超えて資格取得する場合の控除額及び退職餞別金の給付がある場合は、当該金額を拠出すべき一時拠出金の費用に充てることに同意いたします。

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会会長 様
年 月 日

申出者氏名

- 1 配偶者特別会員の資格を取得する者についての「元現職会員番号、元現職会員氏名、元所属所の名称、現職会員資格取得年月日、退職年月日、退職時の掛金の標準となった標準報酬月額、退職理由」欄は、申出者の配偶者（元現職会員）にかかる内容を記入してください。
- 2 昭和61年4月1日以前に現職会員になった者は、「現職会員資格取得年月日」欄は、昭和61年4月1日と記入してください。
- 3 被保険証（写し）を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

令和7年3月31日以降に退職する方

所属所受付印

別紙様式退第1号（第28条関係）

退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書

未定稿

互助会 記入欄 <small>（記入しないでください）</small>	会員区分	会員番号
	1 退職会員	
	2 配偶者特別会員	

元現職会員	番号	第	号	元所属所の 名称	
	氏名			申出者の 住所	〒 -
申出者	ふりがな				TEL ()
	氏名				
	生年月日及び性別	年	月	日	男・女
現職会員資格 取得年月日	年	月	日	掛金の標準となった退職 時の標準報酬月額(短期)	等級 千円
退職年月日	年	月	日	(歳)	退職理由 退職・死亡
指定口座金融機関名 及び口座番号	銀行 農協 金庫			店・ 所	(普通)
退職会員・配偶者特別会員 が加入している医療保険 制度	被保険者証の名称 (交付者)			被保険者氏名	続柄 資格取得(認定)日
	()				年 月 日
互助会 欄は 記入 しない で くだ さい 欄	納付済み掛金率 (A)	平成7年4月から平成18年3月ま での掛金払込月数分の掛金率	$\frac{1.425}{1000} \times$	月 =	1000
	納付済み掛金率 (B)	平成18年4月以降の掛金払込月 数分の掛金率	$\frac{0.475}{1000} \times$	月 =	1000
	一時拠出金 (C)	円 (一時拠出金計算の基礎となる標準 報酬月額(短期))	$\times \left\{ \frac{513}{1000} - \left(\frac{\quad}{1000} + \frac{\quad}{1000} \right) \right\}$	=	円
	控除額 (D)	5,000円 × 年 =	円	(満60歳を超えて資格取得する場合、一時 拠出金から差し引きます。)	
	退職餞別金 (E)	(5,000円 × 年) + (8,000円 × 年)	=	円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格 を取得していた者は、一時拠出金から退 職餞別金を差し引きます。)
	一時拠出金 払込額 (C-D-E)	(C) 円 - (D) 円 - (E) 円 =			円

上記のとおり一般財団法人愛媛県市町村職員互助会の退職会員・配偶者特別会員になることを希望しますので申し出ます。
なお、満60歳を超えて資格取得する場合の控除額及び退職餞別金の給付がある場合は、当該金額を拠出すべき一時拠出金
の費用に充てることに同意いたします。

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会会長 様

年 月 日

申出者氏名

- 1 配偶者特別会員の資格を取得する者についての「元現職会員番号、元現職会員氏名、元所属所の名称、現職会員資格取得年月日、退職年月日、掛金の標準となった退職時の標準報酬月額(短期)、退職理由」欄は、申出者の配偶者(元現職会員)にかかる内容を記入してください。
- 2 昭和61年4月1日以前に現職会員になった者は、「現職会員資格取得年月日」欄は、昭和61年4月1日と記入してください。
- 3 被保険証(写し)を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

退職医療返還一時金請求書

	番 号	第 号	決 定 額 ※(互助会記入欄)	円
元現職会員	氏 名		現 職 会 員 資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
	生年月日	年 月 日	退 職 又 は 死 亡 年 月 日	年 月 日
請 求 額	5,000円 × $\left(\begin{array}{l} \text{平成7年4月1日から平成18年3月31日ま} \\ \text{での現職会員期間であった年数(6月未} \\ \text{満の端数は、これを切り捨て、6月以} \\ \text{上の端数は、これを1年に切り上げ} \\ \text{る。)} \end{array} \right)$		_____ 年 = _____ 円 (A)	
	2,000円 × $\left(\begin{array}{l} \text{平成18年4月1日から令和4年3月31日ま} \\ \text{での現職会員期間であった年数(6月未} \\ \text{満の端数は、これを切り捨て、6月以} \\ \text{上の端数は、これを1年に切り上げ} \end{array} \right)$		_____ 年 = _____ 円 (B)	
	1,000円 × $\left(\begin{array}{l} \text{令和4年4月1日以後の現職会員期間で} \\ \text{あった年数(6月未満の端数は、これを} \\ \text{切り捨て、6月以上の端数は、これを1} \\ \text{年に切り上げる。)} \end{array} \right)$		_____ 年 = _____ 円 (C)	
	合計金額 [(A)+(B)+(C)] = _____ 円			
退職者医療給付事業に加入しない理由	1 加入資格がないため 2 加入資格はあるが、加入を希望しないため			
給付金振込指定金融機関名	銀行	本店・支店	口座番号	
	農協	本所・支所	口座名義	
<p>上記のとおり退職医療返還一時金を請求いたします。</p> <p style="text-align: center;">一般財団法人愛媛県市町村職員互助会会長 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 _____</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">請求者 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">TEL (_____) _____</p>				

(注) 「退職医療返還一時金請求書」は、下記の事由が生じた者が提出してください。

- 1 退職者医療給付制度に加入資格のない退職者
- 2 退職者医療給付制度に加入資格のある者で、加入を希望しない者

V 共済グループ保険について

退職後も引き続きご加入いただける保険が次のとおりございます。なお、継続・脱退いずれの場合も所属所のグループ保険担当課（係）でお手続きをお願いします。

1 退職時の取扱い

加入者が退職した場合、退職時の加入内容で退職した年の12月末まで継続加入することができます。（療養給付プラン・長期療養給付プランを除く。）退職した年の未経過保険料（例：3月末退職の場合は、4月～12月分）は、所属所を経由して一括払込みとなります。

保険期間中に脱退等をされた場合は、当該期間に係る未経過保険料（事務手数料は除く。）を請求に基づき、返還いたします。

2 退職者継続加入制度の案内

(1) 加入申込

退職時に未経過保険料を一括払い込みいただいた方には、8月上旬頃（予定）に互助会から翌年のパンフレット及び申込書等を届出住所に送付します。

① 退職後第1回目更新時は、必ず申込書を提出してください。

② 継続加入の場合は、必ず口座振替依頼書兼自動払込利用申込書を提出してください。

※「団体定期保険」及び「団体定期保険プラス」は、退職者継続加入制度コースへ移行となりますので、必ず申込書を提出してください。

(2) 保険料の納付方法

登録口座から毎月22日頃振り替えます。（初回：退職した年の12月）

○ 口座振替は、「団体定期保険」、「団体定期保険プラス」、「医療保障保険」、「医療費支援制度」、「重病克服支援制度」及び「傷害補償プラン」の保険料になります。

○ 口座振替の際、手数料385円/月（消費税込）を併せて振り替えます。

※保険金請求、口座振替及び配当金に係る案内等の事務につきましては、「株式会社 日本共同システム（NKS）」が取扱います。

※口座振替ができない月が2か月続きますと脱退扱いとなりますのでご注意ください。

※記載の手数料は税込金額のため、消費税法の改定に基づき、変更となる可能性があります。

3 加入商品の取扱い

加入されている商品によって、保障年齢・取扱い等が異なりますので、下表をご確認ください。

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
共済グループ保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 （※子どもの加入はできません。）	満80歳6か月まで継続加入できます。次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース ・100万円コース	○退職（年度末）した年の未払い保険料（4月～12月分）は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払い込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。 （団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン）
	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 【組合員】 ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース ・100万円コース 【配偶者】 ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース ・100万円コース	○退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料385円/月（消費税10%込）を振り替えます。（初回：退職した年の12月） （団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン）
	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 （※子どもの加入はできません。）	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
	「医療保障保険」に加入している者が満69歳を迎え、退職後終身医療保険（個人契約）に申込みをした者 ※該当者には、明治安田生命保険相互会社から別途ご案内します。	本人と配偶者 （※子どもの加入はできません。）	終身にわたって継続加入できます。 ※商品内容等については、明治安田生命保険相互会社の担当部署（担当者）までお問い合わせください。	
	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 （※子どもの加入はできません。）	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 （※子どもの加入はできません。）	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満80歳6か月まで継続加入できます。	
療養給付プラン 長期療養給付プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退の扱いとなり、継続加入はできません。			

4 配当金について

1年経過後、収支計算を行い（「団体定期保険」、「団体定期保険プラス」及び「医療保障保険」は別々に収支計算を行う。）剰余金が生じた場合は、配当金として加入者の届出指定口座に送金します。（毎年2月末頃を予定）

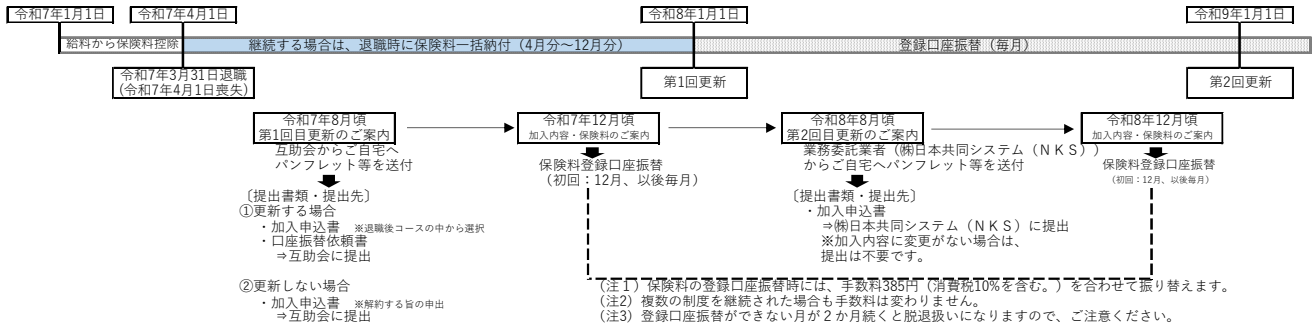
※「重病克服支援制度」、「医療費支援制度」及び「傷害補償プラン」に配当金はありません。
 ※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害年金1級（障害保険金）該当者については、配当金はありません。

5 年末調整について

控除証明書は、毎年10月中旬頃に届出住所に送付します。

◆共済グループ保険の退職継続加入等の流れ（令和7年3月31日退職の場合）◆

◆共済グループ保険の退職継続加入等の流れ（令和7年3月31日退職の場合）◆



VI 積立年金について

加入者が脱退・退職されるときに、次の①または②のいずれか1つを選択してください。

① 年金受取りコース

（10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保証期間付終身年金）

② 一時金受取りコース

※①は、退職時の積立額・払込年数によっては選択できない場合があります。詳しくは、所属所又は互助会までお問い合わせください。

※払込満了（満61歳）後も、引き続き現職会員として在職される加入者は、最長満77歳に達するまで継続することができます。継続を希望する場合は所属所へお申し出ください。

制度内容等の詳細については、パンフレットまたは互助会からの案内を確認してください。

🌸 お問い合わせ先 🌸

■株式会社 日本共同システム（NKS）に移行するまでの期間についての積立年金／共済グループ保険（団体定期保険・団体定期保険プラス・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・傷害補償プラン）については…

明治安田生命保険相互会社 四国公法人営業推進部

フリーダイヤル 0120-62-5667

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）

土・日・祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※当該期間終了後は087-821-6811

■株式会社 日本共同システム（NKS）へ移行後の共済グループ保険に係る資料請求・請求書の提出先については…

〔事務代行会社〕株式会社 日本共同システム（NKS）団体保険コールセンター

フリーコール 0120-129-128

受付時間 平日 9:00～17:00（年末年始を除く土日祝日も開設）

■共済グループ保険（療養給付プラン・長期療養給付プラン）については…

損害保険ジャパン株式会社 愛媛支店 法人支社

TEL 089-943-1917

土・日・祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00

Ⅶ がん保険について

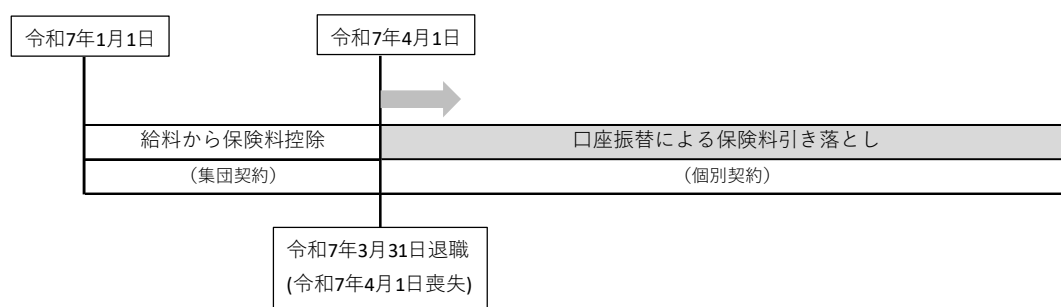
がん保険は終身加入することができますので、継続・脱退いずれの場合も所属所のがん保険担当課（係）でお手続きをお願いします。

なお、退職者継続移行後は、集団契約から個別契約へ移行となり、口座振替（年払い・半年払い・月払いから選択）による保険料の引き落としとなります。

また、個別契約へ移行する加入者には、代理店である南海放送サービス株式会社から後日、口座振替依頼書等を加入者の登録住所へ送付するなど今後のお手続きは、代理店から直接ご案内させていただきます。

◆がん保険の退職継続加入等の流れ（令和7年3月31日退職の場合）◆

（例）新がん保険A型加入者



●口座振替登録書は、南海放送サービスから加入者あての登録住所へ送付します。

①年払い…集団契約より保険料が安くなる。

②半年払い…集団契約より保険料が高くなる。

③月払い…集団契約より保険料が高くなる。

※口座振替ではなく「払込書」による保険料の払い込みも可能ですので、ご希望の場合は代理店の南海放送サービス株式会社にお問い合わせください。

(注1) 「半年払い」及び「月払い」をご選択された場合は、集団契約時の保険料より高くなりますご注意ください。

(注2) 口座振替登録書のご提出時期によっては、数か月分の保険料は所定の「払込書」にて払い込みをお願いすることがあります。

■がん保険については…

募集代理店 南海放送サービス株式会社

フリーダイヤル 0120-111-136

土・日・祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～18:00

引受保険会社 アフラック 松山支社

TEL 089-933-7103

土・日・祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00